

特別養護老人ホーム「あんきの家 細畑」の利用料金

2026年6月1日

【第4段階者－住民税本人非課税・世帯課税 又は 住民税本人課税】

単位:円

介護度	1割負担 1割負担 30日以上で	居住費 1日2070円	食費 1日1580円	合計	利用者負担 2割負担 30日以上で	合計 (居住費、食費は左記に 同じ)
2	29,916	62,100	47,400	139,416	59,832	169,332
3	32,633	62,100	47,400	142,133	65,266	174,766
4	34,293	62,100	47,400	143,793	68,586	178,086
5	36,372	62,100	47,400	145,872	72,744	182,244

※1 入院した場合は、1月につき6日
まで1日252円負担(最大12日まで)

【第3段階者②－住民税非課税世帯であって、合計所得金額が120万円を超える人】

※本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超えている人

介護度	利用者負担 入所から 30日以上で	居住費 1日1,370円 ※3	食費 1日1,360円 ※3	合計	社会福祉法人による 利用料軽減制度 ※4利用料、居住費、食費は25%減免
2	29,916	41,100	40,800	111,816	83,862
3	32,633	41,100	40,800	114,533	85,900
4	34,293	41,100	40,800	116,193	87,145
5	36,372	41,100	40,800	118,272	88,704

※2 「介護保険負担限度額認定証」を
市町村に申請して取得する必要がある。
以降も毎年、申請必要。
※3 「社会福祉法人等利用者負担軽減
確認証」を市町村に申請して取得する
必要がある。以降も毎年申請必要。

【第3段階者①－住民税非課税世帯であって、合計所得金額 80万円～120万円以下の人】

介護度	利用者負担 入所から 30日以上で	居住費 1日1,370円 ※3	食費 1日650円 ※3	合計	社会福祉法人による 利用料軽減制度 ※4利用料、居住費、食費は25%減免
2	29,916	41,100	19,500	90,516	67,887
3	32,633	41,100	19,500	93,233	69,925
4	34,293	41,100	19,500	94,893	71,170
5	36,372	41,100	19,500	96,972	72,729

※4 「介護保険負担限度額認定証」を
市町村に申請して取得する必要がある。
以降も毎年、申請必要。
※5 「社会福祉法人等利用者負担軽減
確認証」を市町村に申請して取得する
必要がある。以降も毎年申請必要。

【第2段階者－住民税非課税世帯(課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人)】

※本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人

介護度	利用者負担 入所から 30日以上で	居住費 1日880円 ※3	食費 1日390円 ※3	小計	社会福祉法人による 利用料軽減制度 ※4利用料、居住費、食費は25%減免
2	29,916	26,400	11,700	68,016	51,012
3	32,633	26,400	11,700	70,733	53,050
4	34,293	26,400	11,700	72,393	54,295
5	36,372	26,400	11,700	74,472	55,854

※6 入所(又は31日以上入院から)
30日以内は1日30円の加算があります。
など別途負担をお願いします。

【第1段階者－住民税非課税世帯でかつ高齢福祉年金受給者と生活保護受給者】

※本人及び世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年:

介護度	利用者負担 入所から 30日以上で	居住費 1日880円 ※3	食費 1日300円 ※3	小計	社会福祉法人による 利用料 軽減制 度※4 利用料、居 住費、食費は50%減 免
2	29,916	26,400	9,000	65,316	32,658
3	32,633	26,400	9,000	68,033	34,017
4	34,293	26,400	9,000	69,693	34,847
5	36,372	26,400	9,000	71,772	35,886

その他の加算

☆上記以外に該当者のみに経口維持加算・療養食加算・看取り加算・排泄支援加算などがあります。

☆1か月に支払った介護費用が高額介護サービス費に該当した方は、市町村より申請書が送られてきますので
手続きをお願いします。